

# 介護保険による福祉用具の貸与（レンタル）

福祉用具専門相談員などの専門家が、多種多様な用具の中から使用する方に最適なものをご提案します。もちろん、お届け後は使用方法を丁寧に説明し、万が一故障などが発生した場合にも素早く対応いたします。また、ご不要になるベッドなどの処分につきましても、ご相談ください。有償にて責任をもって廃棄処分を請け負います。

## 下記対象種目をレンタルする場合、 月額レンタル料の1割または2割の負担※でご利用になれます。

※ 自己負担額は所得によって異なります。

- 2015年8月より負担割合が変わります。
- 一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用した際の負担割合が1割から2割になります。
- 収入が年金のみで年収280万円以上の方、また、年金以外での収入があり、合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合など1割負担になることがあります。

### ● レンタル対象となる13種目

#### 1 車いす

- ・ 自走用標準型車いす
- ・ 介助用標準型車いす
- ・ 普通型電動車いす

#### 2 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る

#### 3 特殊寝台

- ・ サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって、次のいずれかの機能を有するもの
- ・ 背部若しくは脚部の傾斜角度を調整する機能を有するもの
- ・ 床の高さを無段階に調節する機能を有するもの

#### 4 特殊寝台付属品

- ・ マットレス、サイドレール等、特殊寝台と一体的に使用されるもの
- ・ スライディングボード等の滑らせて移乗、位置交換するための介助用具等
- ・ 介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）

#### 5 床ずれ予防用具

次のいずれかに該当するもの

- ・ 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- ・ 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

#### 6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるもの（枕、座布団、通常専ら就寝や安息のための用途に提供されるものは除く）

#### 7 手すり

取り付けに際し工事を伴わないものに限る

#### 8 スロープ

段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る

#### 9 歩行器

- ・ 歩行が困難な方の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するもの
- ・ 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- ・ 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

#### 10 歩行補助杖

松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ又は多点杖に限る

#### 11 認知症老人徘徊感知機器

要介護者等が屋外へ出ようとした時若しくはベッドから離床した時等、センサーにより感知し、家族及び隣人等へ通報するもの

#### 12 移動用リフト（吊り具の部分除く）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な方の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く）

#### 13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの

### ● 料金のご案内

- 1 レンタルは1ヵ月単位でご利用になれます。したがって表示料金は1ヵ月分のものであります。
- 2 開始月と終了月のレンタル料金は下記の通りです。
  - レンタル開始月のレンタル料
    - ・ 契約が15日以前：1ヵ月分の全額
    - ・ 契約が16日以降：1ヵ月分の1/2の額
  - レンタル終了月のレンタル料
    - ・ 終了が15日以前：1ヵ月分の1/2の額
    - ・ 終了が16日以降：1ヵ月分の全額

※ただし、開始と終了が同月内の場合のレンタル料は1ヵ月分全額となります。
- 3 介護保険が適用される場合に利用者が負担するレンタル料は1割（または2割）です。例えば...1ヶ月のレンタル料が10,000円の場合、1割負担の方は1,000円（2割の方は2,000円）のお支払いとなります。
- 4 介護保険が適用されない場合、または利用限度額を超える場合にはレンタル料は全額利用者負担となります。（利用限度額を超える場合は、越えた全額分につき全額利用者負担）

### ● 搬入・搬出料

- 1 搬入・搬出は原則としてレンタル料に含まれています。
- 2 次のような時は搬入・搬出費用が別途発生する場合があります。詳しくは専門相談員がご説明いたします。
  1. 用具の保全上、特別な作業や処置が必要な場合
  2. お届け先が遠隔地、山間、離島など、通常サービス地域以外の場合
  3. 契約期間中にお客様の転居などにより用具を移動する場合
  4. 今回レンタルする用具以外の移動、廃棄作業が必要な場合

#### 【その他の注意】

- 1 レンタル用具を「購入」へと切り替えることはできません。
- 2 故障などの取扱い：万が一、故障などが起きた場合には、所定のお問い合わせ窓口にご連絡ください。修理、交換など手配をおこないます。

## ● レンタルサービスの手順

1

### ご案内 — お気軽にお問い合わせ下さい!

ケアマネジメント機関へのご紹介、各種公的サービス情報の提供を含め、介護保険制度（福祉用具の貸与・特定福祉用具の購入）の仕組みをご説明します。

2

### 用具選定についてのアドバイス — あなたにぴったりのものを!

専門スタッフがお客様の身体状況に最適な用具をご提案いたします。料金や仕組みも納得したうえで、ご利用者さま自身が決定してください。

3

### 受付 — 内容はご自分で確認できます!

用具、価格、期間などを確認のうえ、ご希望をお受けします。

4

### 納品 — 組み立ても行います!

納品日・場所を打ち合わせたら、専用車両で用具をお届け。お届け時間はご利用者さまのご都合に合わせるすることができます。専門相談員が設置や組立、調整をし、丁寧に使い方を説明します。また利用者さま本人による練習も実施していただきます。

5

### ご契約 — 最短契約期間は1ヵ月です

お納めした福祉用具の確認をしていただいた後に正式な契約を交わします。

6

### アフターサービス — ご希望は遠慮なく!

使用状況を定期的にモニタリングします。身体状況に合わなくなったら、用具を変更することもできます。もちろん故障などの際には、ご連絡ください。すみやかに修理、交換をします。

7

### 解約・引取り

レンタル契約期間が終了しましたら、日時の打ち合わせの後、ご利用者さまのご都合に合わせて、専用車両で引き上げにうかがいます。

8

### 洗浄・消毒・補修・保管

徹底した衛生管理システムのもと、洗浄などの必要な処置を施し、再レンタルに備えて厳重に保管します。

#### プライバシーポリシー

弊社は、個人情報保護の重要性を認識し、「社員一丸」となって個人情報の保護に取り組んでおります。詳細については、ホームページ（<http://www.hokuzen.co.jp>）をご参照下さい。

特殊寝台

特殊寝台付属品

床ずれ予防用具

車いす

スロープ

歩行器補助杖・

手すり

移動用リフト

その他レンタル品

販売品

住宅改修